

○議長 内海 猛年君

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、川上です。発言通告に従って質問を行います。

まず第1に介護保険制度について伺います。介護保険は現在、広域連合で芦屋町加入して行っているのですが、課長としては、「それは広域連合に聞いてください。」という気持ちが本音だと思いますが、広域連合議会には町から1人しか出ることができません。そういった点では介護保険は幾ら広域連合に加入していても、介護保険の保険者は芦屋町です。町で介護保険を行っている議会では、それぞれの議員が町の本会議で一般質問することができます。そういった点では、なかなか答弁できないところもあると思いますが、介護保険の現状を明らかにしていく、できる、そういったことですね、できる範囲での答弁をお願いいたします。

まず1点目。第9期広域連合介護保険事業計画策定に向けて準備されている中で、次の点を伺います。

1、介護保険月額保険料の基準額と保険料段階設定、これ、額は要りません。設定はどのようになるのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それではお答えいたします。

今、川上議員言われましたとおり、芦屋町、福岡県介護保険広域連合に加入して介護保険事業を行っております。議員の御質問につきましては、事前に介護保険広域連合に確認しておりますので、その内容について御回答いたします。

芦屋町は、グループ別保険料のBグループになりますので、基準額である第5段階は年額7万1,633円。月額5,969円となります。前回の第8期の計画時と比較しますと、月額で442円の増となります。また、所得段階は第9期計画においても、第8期計画と同様に25段階となっております。増加した要因としましては、1号被保険者数の増加に伴い、給付費の見込みが増加したためというふうにお伺いしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、お答えにあったように芦屋町の介護保険料、Bグループで、月額5,969円ということ

令和6年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

で、442円の保険料が上がっています。広域連合ABCグループに分かれまして、給付を使うことによって、こういったグループ分けをしているんですけど、Aグループが年間8万5,835円、月額でいえば、7,153円です。Aグループは計算上マイナス50円になっています。1番低いグループのCグループが5万9,710円、月額4,976円で、162円というふうになっています。

グループ別保険料を国は9段階を基準にしていますが、広域連合が最高の25段階に分けるといことで、25段階に分けて高額の人からなるべく取って、低額の人を低くしようということ、こういったふうに行っているわけなんですけど、ただこの高額の人といってもそれほど高い人ではありません。大体年収が400万程度の方、こういった方で月額保険料は1万2,875円。年間で15万212円ということ、本当に高い保険料ということになっています。最高ランクの25段階の方でもAランクの方は、月額1万7,822円、年間で21万4,588円というですね、当初、発足したときは広域連合も2,908円ということだったんですけど、基準額にしても発足してから2倍の保険料ということになっています。

これで今回は保険料が上げられたわけなんですけど、第8期介護保険事業計画では広域連合議会で保険料を引き下げるといことを議会で求めてまいりまして、それで引き下げることができましたけど、それでもやはり高い、高齢者には重い負担となっています。

高齢者を取り巻く状況は、実質年金額の減少や可処分所得が下がり、圧倒的多くの高齢者は重い負担に悲鳴を上げています。高齢者には耐えられない保険料になっているのが介護保険料です。

昨年私たちが選挙前に行ったアンケートでも、多くの方が生活の悪化を訴えています。保険料の値上げを抑えるためには、あらゆる努力が必要です。

そういった点で、2点目の保険料の上昇を抑えるための介護給付費準備基金の取崩しはどうなったのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

はい、同様に福岡県介護保険広域連合から聞き取りした内容を回答いたします。

第9期においては、令和5年度末の介護給付費準備基金残高53億円のうち、今後3年間で45億円を取崩す予定としております。内訳としましては、令和6年度に14億円、令和7年度に15億円、令和8年度に16億円です。準備基金を繰入れなかった場合は保険料が約10%上昇する見込みとのことでした。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

介護給付費準備基金の取崩しを行って、10%を引き上げなきゃいけないところを一定、抑えたということですが、この介護給付費準備基金についても広域連合では、この介護給付費準備基金というのは高齢者から取ったものであるんだから、やはり保険料を取り過ぎてですね、毎年15億円以上の保険料が余り、基金に繰入れているということです。だから、これはやっぱり高齢者から保険料を取り過ぎたものであるんだから、本来は高齢者に返還すべきものであると。高齢者自体は高齢になれば、「もう来年、再来年、その先は生きてるかどうか分からない。」そういう切迫した状況にあるんだから、やっぱり一刻も早く、取り崩すべきだということで、要望して介護給付費準備基金の取崩しをある程度させているわけなんですけど。自治体によってはこの介護給付費準備基金を取り崩さず、自分たちの基金にため込んでいるという自治体もありますが、広域連合では世論と運動の力によってですね、介護給付費準備基金を取り崩させている、こういった状況です。

しかし、それでも53億円のうちの45億円を——。8億円残すという、なぜ8億円を残す必要があるのか。さっきも言ったように毎年10億円以上の介護給付費準備基金の積立金が余っているんだから8億円を取崩しても、またその年には15億円、基金がたまってくるんだから、取り崩す必要はないんじゃないかというふうに私は思います。そういった点ではですね、この介護給付費準備基金の「全額の保険料を引き下げるために取り崩す。」、そういったことを介護保険の広域連合へ、課長たちは、課長会議や支部の運営委員会、そういったものがあるでしょうし、そういったところから広域連合へ上げていただきたいんですがその点はどうでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

そうですね、そのような意見が川上議員からあったということは、私のほうから広域連合支部のほうに伝えたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

本当に高い保険料を高齢者はですね、大変な思いで払っているんですね。できる限り保険料を低く下げるという努力を広域連合としてはしていただきたいと思います。

それと基金は介護給付費準備基金のほかにはですね、介護保険制度ができたときにですね、これ

令和6年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

は県にはですね、県の介護保険財政に財政安定化基金を積み立てることが法律で決まっています。この財政安定化基金というのは財源が足りなくなったときや、保険料を引き下げるときに活用できるものです。広域連合もできた当初、活用しました。これは介護保険が発足時につくられ毎年、各保険者から応分の拠出金が積み立てられていましたが、平成20年頃からこれをほとんど取り崩すことがなくなり、県もですね、積立金自体もですね、積み立て過ぎて積立金も凍結されているというような状況です。現在84億円が塩漬けになっているという、この間、国もこの基金を活用して保険料の引下げを指導したこともありました。こうした財源を使い、保険料の軽減を検討することを広域連合でも考えることが必要と思いますが、広域連合でそういったことについても要望を上げていただきたいと思います、その点はいかがでしょう。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

その点につきましても、広域連合のほうでも考えておるとは思いますが、御意見があったことはお伝えしておきます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひ、そういった基金もありますので、基金も取り崩していただきたいと思います。それからまた、構成している町から一般会計から繰り入れるという方法もあります。これは法律上駄目だということになっていません。実際、単独でやっているところなんかは一般会計から繰入れをして、介護保険の保険料を引き下げるという自治体もあります。

それでは、3点目に広域連合では、Aグループ、Bグループ、Cグループと3つのグループ別保険料を設定しますが、格差が2.00以下になると統一保険料に戻すということを最初、約束していました。これについてはどうなったのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

同様に、福岡県介護保険広域連合から聞き取りした内容で回答いたします。

「格差が2倍を切ったら協議を開始します。」との回答を過去の広域議会で行ったとのことでした。

「統一保険料にするとの回答はしていない。」とのことでした。

なお、今回の第9期計画の策定時には、本部運営協議会にて協議を行い、引き続きグループ別の保険料を採用しているというようなことでした。

令和6年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

広域連合が2.00を切っても「協議をしています。」ということで逃げているわけなんですけど、2000年の介護保険の広域連合は、県内74市町村で発足しました。広域連合のメリットとして、大広域連合であれば国に対して影響力がある。財政力が大きければ保険料の平準化ができるなど、10のスケールメリットを掲げていました。そのため、第1期介護保険事業計画では、2,908円の統一した保険料となりました。しかし、県南、筑豊、県北と各自治体で基盤整備や高齢者人口など、ばらつきが大きく自治体における保険給付に2.5倍の格差が生まれました。これにより第2期事業計画での設定はグループ別保険料が導入され、Aグループ、Bグループ、Cグループの3つの保険料が設定されています。現在は、芦屋町はBグループに入っています。当然ですね、先ほども言いましたようにAグループの保険料は日本一高いグループの保険料になっています。

このときですね、やはり協議を開始するということを言われていますが、広域連合の中でも「2.00を切れば、統一保険料にするということが前提じゃなかったか。」という意見も出ています。自治体格差が2.00を切れば統一保険料に戻すという、そして第8期の事業計画では2.00を切っております。今回の第9期事業計画でも1.98から97ぐらいですか、そのぐらいで、据え置かれています。

こういった格差が生まれないというのであれば、広域連合の枠組みの在り方を考え、自治体の声や住民の声が届かない大広域ではなく、支部単位などに条件が同じような自治体で介護保険を構成し、大広域は発展的解消を行い、住民の声で反映できる規模での保険者にする。例えば遠賀支部では、遠賀郡4町での広域連合にすることが望ましいと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

福岡県介護保険広域連合につきましては、創設された背景もございます。過去にはスケールメリットの検証も行われ、介護の認定基準や審査の適正化が図られていること、安定した財政運営、国県との連携強化が確保されているなどの報告がなされております。また、現在芦屋町はBグループとなっておりますが、月の介護保険料が9期計画では5,969円です。先日報道では、令和6年度の全国の平均が月6,276円とのことでしたので、全国平均より下回っている状況でござ

ざいます。

なお、芦屋町は福岡県介護保険広域連合に加入している市町村の中での1人当たりの給付費も、平均より高くなっておりまして、介護保険料が高くなってしまいう要因に当てはまります。このように、芦屋町としましては、広域連合に加入しており、実施しておる恩恵を受けていると言えます。現状では、遠賀郡4町が1つの保険者となることについて、他町からの話があったこともなく、協議の対象となったこともございません。安定した介護保険事業が今現在運営できている状況がございますので、現時点では遠賀郡4町での広域連合の考えはございません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋町、Bグループに入っているってことですが、Aグループ、Bグループ、Cグループはそれぞれ給付の状況によって入れ替わりが行われるわけなんですけど、芦屋町Bグループなんですけど、今7番目か8番目ぐらいかになつとるということでね、なかなかやっぱりちょっと大変なところに回っているんですけど、遠賀町が当初Cグループへ入っていましたが、第8期事業計画のときにCグループからBグループに上がったわけなんですけど、CグループからBグループに上がると一気に保険料が1,000円幾ら跳ね上がったということで、町民から相当の抗議が上がったと聞いています。そういった点で、こういった保険料の設定はやっぱりよくないって思うし、また、広域連合から脱退といいますか、というのはできないっていうのが基本的な広域連合のスタンスです。当初、芦屋町も2000年に介護保険広域連合ができたときには、その当時は全国町村会会長の山本さんがですね、添田町の町長さんが福岡県でもそういった国に対して、本来なら国や県がやらないけんことを町にやらせるのは許せんということで、大広域をつくろうということで、芦屋町にも声をかけて芦屋町も入ったわけなんですけど——。ところが、当初は賛成された議員の方も、「とにかく入ってみてから悪かったら出ればいいじゃないか。」ということやったんですけど、介護保険を脱退するには介護保険加盟の全ての自治体が賛同しなければできないということで、ただ例外として介護保険広域連合外の自治体と合併した場合には出ることは構わないということで、平成の大合併のときに広域連合外の自治体と合併した自治体できて、それとまた広域連合内での合併とかもあって、現在の33市町村というような状況になっています。そういった点では私はやっぱり、広域連合自体がこういった年に2回の議会しかなくて住民の声が届かない、議会の声も届かない、こういったものが本当に町民のためになるのか、また介護保険自体の住民負担がどんどんどんどん太くなってサービスが低下している中で、本当にこの大広域連合でいいのだろうかということで、できればやっぱり4町で住民の声が届く枠組みを私はや

令和6年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

ったほうが良いと考えています。

次に、4点目の介護保険では保険給付に要する費用の約半分を公費で負担する、国が25%、県と市町村がそれぞれ12.5%になっている。ただし、国の負担分のうち5%は調整交付金として交付されている。この調整交付金についての説明を求めます。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

調整交付金は市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものであり、具体的には「高齢者中の後期高齢者の割合」と「高齢者の所得状況の格差」を調整する「普通調整交付金」と災害時の特別な事情を勘案する「特別調整交付金」があります。議員の御質問は、普通調整交付金についてと思われまますので、そちらについて説明いたします。普通調整交付金は第1号被保険者のうち、75歳以上である者の割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されるものです。市町村12.5%、都道府県12.5%、国は20%で、これは公費負担として固定です。第2号被保険者、失礼しました。第2号保険料の負担割合の27%も固定で、残った調整交付金の割合と第1号保険料の負担割合で調整が行われます。後期高齢者比率と所得水準が全国平均であれば調整交付金は5%で、第1号の保険料が23%となりますが、後期高齢者比率が低く所得水準が高い市町村では調整交付金が少なくなり、不足分を第1号被保険者が負担することになります。逆に高齢者比率が高く所得水準が低い市町村では、調整交付金が多く交付されることになります。

ちなみに、福岡県介護保険広域連合では、令和4年度の決算で普通調整交付金は5.61%交付されております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、説明がありましたように、調整交付金は被保険者の介護保険財政の調整を行うために交付されるということは理解できますが、問題は事業費全体の25%が国の負担とされていますが、実質うち5%は調整交付金で、後期高齢者比率の低い自治体には少ししか配分されていません。増税や物価高に連動して負担増が高齢者に押し寄せているだけに切実な問題です。介護保険の国の財政負担を増やすことが必要です。介護保険制度ができる以前の介護費用は一部利用者負担がありましたが、基本は50%を国が、県と市町村が25%を負担していました。家族介護から社会介護へ、行政が決める措置制度から利用者が選ぶ制度へと介護保険がスタートし、介護費用の半

令和6年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

分は利用者と国民の負担に置き換えました。介護保険の導入により、国の負担は50%が25%に減り、半分以下というふうになっております。結局、高齢者介護費の半分を国民と利用者に置き換えたことにより、年金暮らしで所得水準が低い高齢者にしわ寄せが押し付けられていることになっていきます。このような中で全国市長会や全国町村会は、「調整交付金を国庫支出の別枠にしてほしい。」、つまり国庫負担割合を現行の25%から30%にしてほしいと政府に要望しています。先ほども広域連合のスケールメリットがあるというふうに言われましたが、スケールメリットがあるなら、国に対して意見が言えるというのであれば、ぜひこの調整交付金を5%を25%の外にする、国が30%を負担するという、こういった要望を上げてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

国の制度改正につきましては、私どものほうから言うことはちょっと難しいかなとも思いますし、御意見があったというところについては、支部のほうにお伝えしたいとは思っています。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、第5点目に行きます。

国は介護サービス利用料の2割負担対象の拡大を計画していましたが、改定は反対の声により、3年後に見送られました。改定された2割負担が拡大されると高齢者にどのような影響があるかと考えるのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

令和7年度には団塊の世代が後期高齢者となります。高齢者の増加は「要介護、要支援高齢者の増加」を意味し、結果として介護費の増加を招きます。その一方で支え手となる現役世代人口は、令和7年から令和22年にかけて急速に減少していきます。この結果、介護保険制度の制度基盤が脆弱になり、今後も厳しさを増すことが懸念されております。このため、国の社会保障審議会・介護保険部会で保険制度の持続性、安定性の確保に向けた議論が重ねられましたが、介護サービスの利用料の2割負担については介護保険制度の持続性の確保、現役世代の負担抑制、世代内負担の公平性から拡大を進めるべきとの意見と、利用料が増加することで介護サービスを受けられずに状態が悪化し、結果、重度者が増え、介護費増につながるとの意見が対立し、結果が

先延ばしになっております。

議員御質問の2割負担になると高齢者にどのような影響があるのかについてですが、介護保険部会の委員の発言を基に答弁いたしますと、介護保険サービスはほとんどの場合が長期間の利用となり、極端に言えば一度利用し始めれば死ぬまで利用することになります。したがって利用料のアップは長期間にわたって高齢者の生活を圧迫することが考えられます。これに伴い経済的負担が重くなり、サービスの利用控えが生じるのではないかと心配する意見も上がっているところでございます。国の介護保険部会ではこれらの点を十分に考慮して、2割負担の範囲を決定するよう厚労省に要請しているというようなことでした。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

介護保険が導入されて23年経過しました。改定されてきた歴史を見ると、まさに保険あって介護なしと言えます。介護を必要とする人が尊厳ある存在として生きていくためにこそ、利用できるものであってはならないはずで、ところが介護保険が示した介護保険の今後の方向性は、介護保険サービスの利用料の2割から3割の拡大、要介護1・2の訪問介護の保険給付外し、ケアプランの有料化、老健施設などの多床室の有料化、保険料の納付年齢の引下げ、これは20歳からとしています。それと利用年齢の引上げ、これと同時に障害者総合支援法等と介護保険を統合させるという、障害者にとっても厳しい法律にするということになります。このようなことをやっていたら、本当に高齢者の生活は厳しい状況になっています。年金生活の高齢者がこのような負担増に果たして耐えられるのか。介護保険は限界にきています。このままだと介護保険は崩壊すると言われる方もいます。2月20日の「羽鳥慎一のモーニングショー」で、「在宅介護の終わりの始まり。」という介護保険の特集がありました。これはさっきのとはまた別に、来年度から訪問介護報酬の引下げを打ち出します。訪問介護が高齢化と人手不足なのに、さらに報酬を引き下げる方針です。まさに、在宅介護の終わりの始まりということです。また理由は、報酬引下げの理由は訪問介護の収益率が7.8%となり、全介護サービスの平均を上回っているということですが、しかし実態は、現在サービス付き高齢者住宅という集合住宅がどんどんできていますが、これに併設されているヘルパーが集合住宅内の利用者を回る併設型利用所も含まれて一体化されているからです。これとは別に僻地で1軒ずつ回る従来型の都市圏外の事業所ではね、人手不足で移動時間もあり、赤字で経営するという困難な状態となっています。

政府は処遇改善加算の引上げで影響はないと言いますが、加算がとれない事業者が減収になり、廃止となれば訪問介護が受けられなくなる地域が増えます。政府は「住み慣れた住宅に住み続け

令和6年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

る。」をうたい文句に「地域包括ケア」を進め、入院・入所を進めてきましたが、自宅で住み続けるために不可欠な訪問介護を潰すのは「在宅放置」です。地域包括ケアは「絵に描いた餅」、こういった状況になってきます。

国は、この5年間で43兆円を超える軍事費の拡大を行うことを強行します。2%の基本報酬の引き下げを止めるためには60億円あればできます。調整交付金の外枠も軍事費の一部を回せばできます。介護保険制度を少しでも改善し、高齢者の尊厳を守る介護保険にすることを求めてこの質問を終わります。

次に、学校給食の完全無償化について伺います。

芦屋町では令和4年から5年間の期限付で小中学校への給食の半額補助を行っています。開始時は県内で給食費の補助を行う自治体はほとんどありませんでしたが、現在は県内でも11自治体が無償化を実施しています。全国でも小中学校とも無償化の自治体は491。小学校のみは14、中学校のみは17あり、全国522の自治体、約3割が無償化に踏み出しています。東京都23区では18区が、県庁所在地で青森市、大阪市、奈良市、高松市、那覇市が小中学校とも無償化となっています。このように、小中学校とも無償化の自治体は全都道府県に広がっております。6月議会でも伺いましたが、ぜひやっぱり今の流れに芦屋町も沿っていくよう質問するものです。

そこで伺います。1、学校給食は教育の一環である。このことは学校給食法においても明確にされています。これは学校給食を無償にするための根拠となるものであります。なぜなら、日本国憲法第26条第2項に、「義務教育は、これを無償とする。」とはっきり明記されています。当然、学校給食は無償であるべきと考えますが、どのように認識しているのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

日本国憲法の第26条の条文は2つの項目から成り立っています。第1項では全ての国民が自分自身の能力に応じて教育を受ける権利を持っていることが述べられています。第2項では保護者が子供に教育を受けさせる義務を負うこと、そして義務教育は無償であることが定められています。ただし、無償とは授業料のみを指し、教材費などを無償にすることまでは保障していないとの最高裁判所の判例が存在します。したがって、学校給食費は憲法で定める無償の対象には含まれないと解釈されています。このように認識しております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、課長が最高裁判所の判例を出されましたが、確かにそうになっています。それと学校給食法でも食材費は保護者が負担するというのがうたっています。ただ、最高裁判所の判決でもそのあとに、「国が保護者の教科書等の費用の負担についても、これをできるだけ軽減するように配慮努力することが望ましい。財政等の事情を考慮して立法政策の問題として解決すべき。」と述べ、政策として実現可能としています。何よりもこの間の、先ほど言ったように多くの自治体が無償化しているという国民の運動と無償化の前進が必要性とそして妥当性を示しています。確かに学校給食の無償化について学校給食法11条第2項では学校給食費（食材料費）は保護者の負担とするとしています。しかし、これは学校給食法が戦後の食糧事情が厳しい中で作られたものであり、食糧費の負担が求められたものです。

憲法26条第2項では先ほど言ったように「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定します。つまり憲法では給食費を含め学校義務教育は無償と規定しています。これは憲法制定時の昭和26年の教科書の無償化に関わる参議院の質疑の中で、文科省は、「現在は授業料でございますが、そのほかに教科書、それから学用品、学校給食費、なおできれば交通費というようなものも無償化の対象に考えている。」という答弁です。義務教育の無償化というのはこういった水準でつくられたものです。その後1963年に父母たちの運動により、義務教育教科書無償措置法が制定され、小中学校の全学年の教科書が無償化になりました。

憲法26条ではなく、学校給食法でもですね、学校における食育の推進を図ることを目的とすると規定しています。教育基本法4条及び学校教育法6条において義務教育の無償化が担保されています。2015年に食育基本法が改正されました。この中は、給食は単なる栄養補給ではなく、教育の重要な一環であると位置づけています。2016年には食育推進基本計画が改正され、学校給食が教育の一環として明確に位置づけられています。

文科省による学校給食無償化に関する調査において、無償化の成果として児童、生徒は「栄養バランスのよい食事摂取の意識向上」、保護者には「親子で食育について話し合う機会の増加」、教職員においては「食育に関する意識向上」が見られたと報告されており、学校給食の無償化は、学校給食法に規定する「食育の推進」に間違いなく教育的効果が高い施策であるということが明らかになりました。

それで、質問ですけど、福岡県でも26日にみやま市で給食時間に児童が亡くなるという不幸な事故が発生しました。このようなことが再び起こらないように食育政策を充実させていくことや、短いと言われる給食時間の拡充、給食調理に関わる職員の環境整備が必要ではないでしょうか、この点について伺います。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

2月26日にみやま市で起こった事故については誠に痛ましい事故であると思います。この事故を受け、2月27日に文部科学省から全国の教育委員会に対して、給食時における安全に配慮した食事の指導の在り方などを記した「食に関する指導の手引」を参考に、学校での給食の事故防止を徹底するようにとの通知がされ、芦屋町教育委員会から各学校へ周知したところです。

なお、当分の間、児童の誤飲事故防止のため、今回の事故の食材となりましたウズラの卵などを含めまして一部の食材の使用を当分の間見合わせることでしております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

大変不幸な事件であるし、いろいろな条件、事故が起こった原因はあるんでしょうが、やはり学校給食について、これは教育の一環として実施されているということで、給食時間であってもそういった問題が起これば学校全体の問題になるという、やっぱり食育についてもちゃんと指導しなきゃいけないというところでそういったことが言われているんだと思います。

食育は、成長期の子供たちが健やかに成長するために、摂取の基準が決まっています。献立作成はいろんな食材を多様な調理でつくることを心がけています。給食時には担任や栄養教諭などが偏食指導のほか、食材や栄養についての話や食べ方などについての指導を行っています。体の発達段階にある子供たちのための食事であるため、安全の確保に努めていますと、学校給食の中でもこういった食育の観点から注意されているということです。それで現在でも学校給食のほうは、やっぱり「学校給食は有償である。」ということについて、国会の中でも学校給食の補助については、2018年の国会で柴山文科大臣が、「学校給食法では給食費を自治体が補助することを禁止する意図はない。」と答弁して無償化を拒否する法的根拠を完全に否定していますし、22年の参議院では、岸田首相は「憲法26条に基づけば、保護者が負担する学校給食費を自治体が補助することを妨げるものではない。自治体において適切に判断すべきものである。」というふうに答弁しています。そういった点では、私は、今、多くの自治体を実施していない自治体もありますが、実施していない自治体というのはやっぱり財政的な観点から、それができないということから実施していないと思います。そういった点では芦屋町は果たして本当に実施できないのだろうか、そういった自治体であるかということに私は疑問に感じます。

それでは、第2点目の学校給食の無償化を求める要求が高まる背景には格差と貧困が広がり、

令和6年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

教育費の負担が家計を極度に圧迫し、子供たちの状況をより深刻化させる。そういった社会の厳しい現実があり、急激な物価高が追い打ちをかけている。こういった子供たちを取り巻く環境の悪化を招く現実を直視するならば、学校給食の無償化は急ぐべき課題ではないのかについて伺います。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、学用品費、修学旅行費及び学校給食費などの援助を行う就学援助制度があります。この制度については広報あしやや町のホームページへ掲載し、また、学校の入学説明会などで周知を行っています。このため、経済的に苦しい世帯への対策は制度として整っているものと考えています。

一方、学校給食費の負担軽減措置は、町の子育て支援策の1つとして実施しており、この事業の対象者は町内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者です。このため、学校給食費の負担軽減の拡充の必要性については学校給食費だけの問題として考えるのではなく、芦屋町の子育て世代への支援策を総合的に考えた上で判断すべきものであると考えています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

子育て支援策として総合的に考えるということは大変いいことで、ぜひ実現していただきたいと思いますが、しかし、全てをできるまで待つというわけにはいきません。先ほど就学援助のことを言われましたが、就学援助についても、やっぱり父母たちや教員の運動の中で、こういったことが勝ち取られたわけで、芦屋町の給食費の半額補助でも、これは就学援助の方々を省いた中での財源になっていると思うんで、相当下がってきていると思います。長らく労働者の賃金が上がらない中で、急激な物価高騰や保護者の家計を圧迫しています。とりわけ保護者が負担する学校給食費は、文科省2023年の調べでは、公立小学校で年平均4.9万円、公立中学校では年平均5.6万円です。これにまた、別に副教材費などが義務教育にかかる費用となっています。これがですね、小学校で副教材費が6.6万円、中学校で13.2万円。合計、小学校で11万5,000円。中学校で18万9,000円ですね、そういった義務教育にかかる負担が発生しています。こういった中で、現場ではこの物価高の中で、「安い材料に頼らざるを得ず、多彩なメニューが組めなくなった。」、「デザートのお菓子を小さくしている。」、「今の単価では給食が不可能になる。」などの事態に追い込まれています。

令和6年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

コロナウイルスのもとでは、多くの自治体が国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して学校給食の値上げの抑制や無償化を進めました。福岡県内でも11の市町村が学校給食費を無償にしていたのですが、お隣の間門市が今議会では無償化をやめたということで市民からは大きな怒りがあって、今、学校給食無償化の復活の署名活動とかもやられるそうです。先日の新聞では、鹿児島県の曾於市が小中学校の給食費完全無償化の予算を市議会に提案したことが報道されました。曾於市というのは一般会計予算が270億円ぐらいの、やっぱり大きなところですが、そこでも無償化をやるということで完全無償化を実現させました。東京都は学校給食費の負担軽減に取り組む市町村に、都が2分の1を支援する方針を明らかにしました。今後、無償化の自治体が増えると考えます。国がしないのなら自治体が先行して実施し、国や県を動かす。福岡県はやっていませんから、県を動かして給食の無償化を実施していくことが必要だと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

報道等で多くの自治体で給食の無償化について動きが出ていることは承知をしております。ただし福岡県の中では、県として何をするということの説明等はございませんので、関係自治体ともほかの自治体とも協議しつつ、県の教育委員会連絡協議会という組織等もごございますので、そういう機会をつかまえて、県のほうにも働きかけを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

続いて第3番目について伺います。

給食費半額補助を5年間と限定した理由に、これは競艇収益が上げられていました。競艇収益をみながらということで、確かに競艇収益によって今年度も7億円の繰入れや基金の繰入れとか、そういったことで芦屋町の財政が成り立っていることは十分承知しております。全額無償化を行っても約2,000万円程度の予算の0.5%です。こういった競艇収益が職員の努力で改善していく中で、子供に真っ先に予算を使うということは理屈ではなく、当然のことだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

令和6年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

ボートレース事業の収益が改善する中で、その収益を子供たちの教育や福祉に役立てることは、多くの人々から支持される考え方だと認識しています。しかし、今議員御指摘のとおり、令和6年度の一般会計予算では、歳入歳出合計95億6,300万円のうち、財政調整基金から約6億2,000万円、競艇収益まちづくり基金で約3億円をそれぞれ取り崩し、ボートレース事業から7億円を繰り入れなければ予算が編成できていないのが現実です。

学校教育費の負担軽減措置は、令和4年度から令和8年度までの期間限定となっていますが、これは町が独自に実施している様々な補助制度と同様、制度の検証及び見直しを行うために実施期間を定めているものです。このため、令和9年度以降の学校給食費の負担軽減措置の取扱いは、町の子育て支援策の内容や財源確保の見通しを検討した上で結論を出すこととしています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

政府が2020年に行った意識調査では、「育児を支援する施策として何が重要か。」という設問に対して、断トツ1位は「教育費の軽減」が70%に上っています。全国では先ほど言ったように500を超える自治体が無償化に踏み切り、義務教育は無償の流れは全国に広がっています。実施している自治体では、「給料が上がらない中、給食費の支払いがないことは本当に助かる。」との保護者の声があります。5年間としたのは見直しがあるということですが、今年の6月議会で、私はこの問題を取り上げていました。それは町長が選挙公約で「給食費補助の見直し。」を掲げていたので、私は当然「無償化の方向の施策を考えている。」と思って質問しましたが、町長は「補助をしないことを考える。」との答弁でした。私は本当にね、自分の耳を疑いました。立場の違いはあっても、「教室へのエアコン設置」、「18歳までの子供の医療費拡充」、「高校生までの通学費補助」、「給食費の半額補助」など、教育や子育て支援には前向きに捉えた立場で、どの自治体よりも早く実現していたのに、給食費補助をやめて社会進歩に逆行するようなことを考えている。私は本当にね、これは残念であり失望しました。

昭和26年当時でも「義務教育は無償」の中に授業料、教科書、学用品、給食費、交通費を位置づけたことは画期的なことです。日本の当時の経済力と比べると飛躍的に拡大している現代において、給食無償化は憲法の義務教育はこれを無償とするという規定を実現する、こういったことは、私は自治体としての責務だというふうに思っています。財源さえあればやれるものだと考えています。町の予算の0.25%でできるものです。今の芦屋町では、政策判断としてやるとすれば実現できる財源だと考えております。

日本の教育予算はOECD加盟中、最下位から対GDP比調査では33か国中32位であり、

令和6年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

1位のノルウェーの半分です。当然、最終的には国の責任で全国的な無償化をすることが必要だと感じています。給食費の無償化の予算は約5,000億円、今後5年間で43兆円を超える軍事費を削れば、すぐにでも国による無償化が可能であるということを訴えて、私の質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

川上議員の一般質問を終わりました。